

第1条(目的)

この規則は、株式会社 Y's ホールディングス(以下「当社」という。)が、カード利用者として適格と認めた法人又は団体(以下「利用法人等」という。)に対して ETC カードを交付するに当たり、ETC カードの利用に関し必要な事項を定めるものである。

第2条(ETCカードの利用範囲)

ETC カードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等の有料道路(以下「高速道路各社」という。)において、ETC システムを利用した通行料金の支払に利用することができる。

第3条(ETCカードの利用方法等)

ETC カードの使用、保管その他の取扱いについては、次の各号の定めにしたがい、ETC カード管理者を定め、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するとともに、ETC システム利用規程(一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるもの。)を遵守しなければならない。

- (1) ETC カードは、セットアップされた車載器に正確に差し込んで使用しなければならない。
- (2) ETC カードは、紛失、変形、破損等しないよう適正に取り扱わなければならない。
- (3) ETC カードの紛失、破損、変形、摩耗、使用車両の増加あるいは減少等による ETC カード必要枚数の異動が発生したときは、所定の様式による届出書、申請書等を速やかに提出しなければならない。
- (4) ETC カードを改変してはならない。また、破損又は変形した ETC カードを使用してはならない。
- (5) ETC カードを第三者に使用させ、又は貸与してはならない。
- (6) ETC カードを第三者に強奪され、又は窃盗されたときは、事件発生地所管の警察署に届出を行い、届出たことを証する受理番号を記載した紛失届を当社に提出しなければならない。
- (7) 1枚の ETC カードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。
- (8) 高速道路において、ETC カードに使用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしてはならない。
- (9) 車両制限令を遵守するとともに、常に交通安全に留意して通行しなければならない。
- (10) 本利用規則及び高速道路各社の指示に違反して高速道路を通行し、又は ETC カードを使用してはならない。

第4条(ETCカードの利用申込)

ETC カードの利用承認を受けようとする法人または団体は、以下の書類を当社に提出しなければならない。

- (1) ETC カード申込書。
- (2) 料金引落し支払い用の金融機関宛口座振替依頼書。
- (3) その他、当社が必要とする書類。

第5条(ETCカードの利用承認)

前条規定の申込書類を受領したとき、当社は、速やかに ETC カードの利用の可否を審査し、ETC カードの発行をもって利用を承認したものとする。

第6条(ETCカードの追加交付手続)

利用法人等は、その所有する車両の増加等の事由により、ETC カードの追加交付を受ける必要があるときは、当社が定める追加発行申込書提出し、ETC カードの追加交付を受けることができるものとする。

第7条(ETCカードの一部返却)

複数の ETC カードの貸与を受けている利用法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当社の定める ETC カード返却届を添え、不要となった ETC カードを返却する。

- (1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき。
- (2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正當に保有しなくなったとき。
- (3) 当社が必要と認めて ETC カードの一部返却を依頼し、その通知を受けたとき。
- (4) その他、利用法人等の事由により ETC カードの一部が不要になったとき。

第8条(ETCカードの再交付手続)

利用法人等は、正当な理由によって ETC カードを破損した場合においては、当社が定める再交付申請書を当社に提出し、ETC カードの再交付を受けることができるものとする。但し、この場合当該破損 ETC カードは当社に返納しなければならない。

第9条(カードの紛失、盗難)

利用法人等は、ETC カードを紛失、盗難により失ったときは(以下「紛失等」という。)、直ちに当社が定める紛失届を当社に提出する。

2. 利用法人等が ETC カードを紛失等したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び事由の如何にかかわらず、利用法人等が負うものとする。
3. ETC カードを紛失等したときは、前条の定めにより ETC カードの再交付の申込みができるものとする。
4. 前項の定めにより ETC カードの再交付を受けている場合において、紛失等した ETC カードを発見したときは、速やかに返却届を添えて当社に返却する。

第10条(ETCカードの返納)

利用法人等は、次の各号の一に該当する場合、直ちに当社が定める返納届を添付して当社に ETC カードを返納しなければならない。

- (1) 事業の停止、その他の事由により ETC カードが不要になったとき
- (2) ETC カード利用が停止されたとき
- (3) その他当社が必要かつ相当な理由により認める場合

第11条(料金の支払)

利用法人等は、ETC カードに関する取扱手数料、年間手数料及び管理費等(以下「料金」という。)の引落しのために自己の口座を設定しなければならない。

2. 利用法人等は、当社所定の支払を前提とした毎月当社が送付する請求書に従って、前項に規定する口座に遅延することなく料金を支払わなければならない。

第12条(料金の延滞処分)

当社が支払期限として指定した日までに利用法人等が料金を納入しないとき、当社は、所定の督促状により支払いを督促する。

2. 利用法人等は、前項による督促を受けたときは、料金及び督促手数料を指定された期限までに当社の指定する銀行口座に銀行振込の方法により支払うこととする。この場合の銀行振込に係る手数料は、利用法人等が負担する。

第13条(期限の利益の喪失)

利用法人等は、自らが次のいずれかの事由に該当した場合、本規則に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

- (1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、又は滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産、民事再生手続開始、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞し、催告を受けた後に相当期間を経過しても支払を行わないとき。
- (5) 当社より ETC カード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

第14条(延滞金)

当社は、第12条の規定による督促を受けた利用法人等が、督促支払期日までに料金を支払わない場合は、当該督促支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未納料金を年率14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求することができる。

第15条(カードに対する利用停止)

当社は、利用法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用法人等のカードの利用を、直ちに停止することができるものとする。

- (1) ETC カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。
- (2) 車両制限令に違反したとき又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。
- (3) ETC カードを管理上の徹底不足、不注意等で ETC カードの取扱いにふさわしくない事由等により紛失等したとき。
- (4) 第13条各号に定める事由に該当したとき。
- (5) ETC カード利用者として著しく不適當な行使をしたと、合理的な根拠に基づいて当社が認めるとき。
- (6) その他、本規定に違反する行為をしたとき。

第16条(警告)

利用法人等は、ETC カードの利用に関し当社から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第17条(ETCカードの有効期限)

ETC カードの有効期限は、ETC カード表面に記載された月の末日までとする。

第18条(規約の改定ならびに承認)

当社は、必要と認められた場合には本規則を随時改定することができるものとし、改定を行った場合には改定規則を当社のウェブサイト上に速やかに公開するものとする。改定日以降、利用法人等が何らの異議も申し立てず本 ETC カードを利用したときは、当該利用法人等は本規則の改定を承認したものとみなす。

第19条(分離可能性条項)

本規則の一部の条項が無効、違法または執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる場合においても損なわれることなく、また影響を受けないものとする。

第20条(合意専属管轄裁判所)

本規則のほか各事業者の利用規約に関して当社と利用法人等との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

ETC 利用システム規程



ETC 利用システム実施細則

